

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第12号

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1京都市出町駐車場の項中「午前6時30分から午後10時30分まで」を「午前4時30分から翌日の午前1時まで」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(京都市建設局自転車政策推進室)